

令和 8 年 3 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

3月11日

江南市議会厚生文教委員会会議録

---

令和8年3月11日〔水曜日〕午前9時30分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第35号 令和8年度江南市国民健康保険特別会計予算

議案第37号 令和8年度江南市介護保険特別会計予算

議案第38号 令和8年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

委員長 牧野行洋君 副委員長 伊藤吉弘君

委員 掛布まち子君 委員 大藪豊数君

委員 片山裕之君 委員 石原資泰君

委員 長尾光春君

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議員 須賀博昭君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 石黒稔通君 議事課長 間宮徹君

主査 伊藤典子君

---

説明のため出席した者の職、氏名

教育長 高田和明君

ふくし部長 酒井博久君

健康こども部長兼こども家庭センター長

安 達 則 行 君

教育部長

松 本 朋 彦 君

地域ふくし課長

石 田 哲 也 君

地域ふくし課主幹

大 矢 幸 弘 君

地域ふくし課副主幹

安 藤 和 仁 君

介護保険課長

栗 本 真由美 君

介護保険課主幹

影 山 壮 司 君

保険年金課長

三 輪 崇 志 君

保険年金課主幹

鈴 木 勉 君

保険年金課副主幹

岩 井 貴 臣 君

こども未来課長

向 井 由美子 君

こども未来課指導保育士

村 田 志 穂 君

こども未来課主幹

大 脇 宏 祐 君

こども未来課副主幹

中 山 享 哉 君

こども未来課副主幹

千 田 尊 義 君

健康づくり課長兼保健センター所長

中 山 英 樹 君

健康づくり課主幹

脇 田 亜由美 君

健康づくり課副主幹

野 中 俊 之 君

健康づくり課副主幹

葛 谷 美智子 君

教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長

仙 田 隆 志 君

学校給食課副主幹

宇佐見 裕 二 君

- 委員長 皆様、おはようございます。  
本日も最後までよろしくお願いいたします。  
昨日に引き続き、厚生文教委員会を開きます。
- 

**議案第35号 令和 8 年度江南市国民健康保険特別会計予算**

- 委員長 議案第35号 令和 8 年度江南市国民健康保険特別会計予算を議題  
といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 保険年金課長 特別会計予算書の 5 ページをお願いいたします。

議案第35号 令和 8 年度江南市国民健康保険特別会計予算でございます。

6 ページから 9 ページにかけまして、第 1 表 歳入歳出予算及び歳入歳出  
予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税から 14 ページ、15 ページの 6 款諸収入まででございます。

次に、歳出でございます。

16 ページ、17 ページをお願いいたします。

1 款総務費から 30 ページ、31 ページの 8 款予備費まででございます。

なお、当初予算説明資料の 39 ページから 42 ページにかけて、国民健康保険  
税現年課税分の資料を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 今回、赤字補填の法定外繰入れをゼロにしたという、完全にゼ  
ロにした。県が示す標準保険税率に合わせるということなんですけど、ぴっ  
たり同じ税率にしたということなんですか。

○保険年金課長 所得割に関しては同じ数字にいたしました。均等割と平等割に関しましては、県が示す数値は1円単位までございましたが、市のほうでは100円単位を四捨五入して算定しております。

○掛布委員 その赤字補填の繰入れをゼロにすると、本会議、昨日もありましたけど、答弁の中で、国からの保険者努力支援交付金が多く算定されるという話なんですけど、今回の予算を見ても入っていない。ここちょっと数年見てきたんですけど、入っていないんですけども、これはそうすると今年度の国保の会計にどこか年度の途中で決算までには歳入、収入として入るといふ、そういうことなんですか。幾ら入る見込みとか、そういう国がどういう基準で算定しているのかなというのとは分かっているのでしょうか。

○保険年金課長 特別交付金ということだけでいただけることにはなるんですけど、こちらは令和8年度の実績というところで、令和9年にいただくことになる想定しております。

金額に関しましては、いろいろほかの努力支援というところでもらえるんですけど、ほかの項目等の関係もありまして、金額等は把握しておりません。

○掛布委員 結局、令和9年に入るとしても、その入った額が幾らになるかもまだ分からないし、それに対して赤字補填ゼロにしたことがどれだけ評価されて額が増えたというのも結局はっきりしないという、そういうことなんですよね。

○保険年金課長 今の段階では細かい数字が分かりかねます。

○掛布委員 特に中小業者の方と話していると、一体もうどこまで国保税って上がっていくんだらうかと、もう不安でしかないよと言う。だから、国民健康保険運営協議会では高過ぎるから何とかという声はないんですというよな、そんな会話があって驚いたんですけど、本当に毎年、中小業者の懇談会、市に対する要望の中でも、とにかくもう国保税払ったら生活水準以下のレベルの生活費しか残らないんで、とにかくもう国保税をこれ以上上げてもらっちゃ困るといふ本当に切実な声があるので、一体この先、国保税というのはどこまで上がっていくのでしょうか。

○委員長 それは答えられますか。

- 保険年金課長 江南市、先ほどの赤字補填がもうこれでなくなったというところで、それに関しての上がることはありませんけれど、医療費に対して納付金というものがかかってきますので、そちらを基に税率を算定するという観点から、医療費が上がるのが想定されておりますので、医療費が上がればその分税率も上がるものと思っておりますが、国のほうでは社会保険料を下げる取組をいろいろしていると思っておりますので、そういった効果が出てくれば、保険料が、医療費のほうも上がるのも落ち着くのではないかなと思っております。そうすることによって税率も安定するのではないかなというふうに考えております。
- 掛布委員 被用者保険の保険料というのはね、下げろ、下げろということで下げる動きがあるんですけど、国保税については全くその逆で、どんどんどんどん上がって行って、今、県下統一の税率ということで、もう大阪府とか、もう一つどこだったかな、何かもう県下府下統一の医療費がどれだけかかろうとかかかってなかろうと、所得がどれだけ、所得水準がどう高いが低い、とにかく同じ税率、県下どこの市町村も同じ税率を適用するという、もう本当にむちゃくちゃなことがやられていて、大阪府なんか本当に全国ナンバーワン……。
- 委員長 簡潔明瞭にお願いいたします。
- 掛布委員 というふうになっているんですけど、愛知県の国保では県下統一の保険税率という動きもあると思うんですけど、それはどういう方向で今進んでいるということなんでしょうか。
- 保険年金課長 県下統一しているところは、大阪府と奈良県というところで2つの都道府県があるんですけど、愛知県に関しましては完全統一という言葉を使わせていただきますけれど、完全統一は愛知県においては令和12年以降というところで、年度は具体的には定まっておりません。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 掛布委員 議案書の25ページの下、一番下のデータヘルス推進事業の中に、委託料として糖尿病性腎症重症化予防事業委託料という554万3,000円というのがありますが、昨日、一般会計のほうでも高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というのがあって、そちらへ繰り出すお金かなと思ったんで

すけど、どうもその全然違う。関係がよく分からないので、どういうことかなというのを説明していただけたらと思います。

○保険年金課長 昨日のお話しさせていただいたところは、後期高齢者というところで、そこに繰り出すお金ではございません。

ちょっとすみません。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前 9 時 36 分 休 憩

午前 9 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険年金課長 特定健診の結果から、生活習慣病の重症化リスクの高い人に対しまして、保健師が書面や電話で、訪問による生活改善のための指導と、近年問題となっている糖尿病性腎症のリスクの高い方に関して、重症化予防のための取組を行うこととしております。

来年度は、新たに糖尿病性腎症重症化予防事業といたしまして、ICTを活用して血糖値や血圧などのモニタリングや食事内容から糖質などの摂取した栄養素の分析を行うことによりまして、その方の生活習慣病や生活リズムに合わせた適切な生活改善指導プログラムを提供している事業者に事業委託を行い、糖尿病性腎症の重症化予防を進めていくという取組となります。

○掛布委員 私の疑問に何かお答えいただいているのか、私の理解不足なのか。要するに、25ページにあるこの委託料と一般会計の209ページのところで、高齢者の保健事業と介護予防の一体的というのは全く無関係で、こっちからこっちに委託料を払っている、で実施するとか、そういうものじゃなくて、それぞれ国保のこれはいわゆるデータヘルス推進事業であって、一般会計は一般会計のほうの事業という別物という、そういうふうでいいんですか。

○保険年金課長 今、国民健康保険特別会計で計上している予算は、国民健康保険の被保険者に対する取組となりまして、一般会計のほうで上がっている事業費のほうは後期高齢者医療保険の被保険者に対する取組の費用となっております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 39 分 休 憩

午前 9 時 39 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第37号 令和 8 年度江南市介護保険特別会計予算

○委員長 続いて、議案第37号 令和 8 年度江南市介護保険特別会計予算を議題といたします。

なお、審査方法ですが、介護保険課と地域ふくし課が関係する議案となっているため、まとめて審査したいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○介護保険課長 令和 8 年議案第37号について御説明申し上げますので、特別会計予算書の44ページをお願いいたします。

令和 8 年議案第37号 令和 8 年度江南市介護保険特別会計予算でございます。

45ページ、46ページに第 1 表 歳入歳出予算を、47ページに第 2 表 債務負担行為を、48ページ、49ページには歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げてございます。

次に、50ページ、51ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 1 節 現年度分特別徴収保険料から進んでいただきまして、56

ページ、57ページの8款3項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

介護保険課所管の予算について御説明をいたします。

58ページ、59ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費から74ページ、75ページ上段の4款3項1目包括的支援事業・任意事業費まででございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

4款4項1目その他諸費から78ページ、79ページ中段の6款2項1目一般会計繰出金まででございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

7款予備費でございます。

82ページには、給与費明細書、84ページ、85ページには債務負担行為に関する調書を掲げております。

また、別冊の令和8年度江南市当初予算説明資料の43ページには保険料（現年度分）を、44ページには保険給付費と地域支援事業費の概要を掲げてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○地域ふくし課長　　続きますして、地域ふくし課所管につきますして、該当箇所の説明をさせていただきます。

歳出について御説明申し上げますので、特別会計予算書の74ページ、75ページの下段をお願いいたします。

4款3項2目包括的支援事業・任意事業費（地域福祉）の備考欄、地域支援事業（任意事業）でございます。

次に、78ページ、79ページの最下段をお願いいたします。

6款2項2目一般会計繰出金（地域福祉）の備考欄、介護保険財務事務事業でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　　1点だけお願いいたします。

65ページです。

介護保険給付事業の中で、予算のことなんですけれども、国では、昨今、物価高騰や他産業との賃金格差を踏まえて、介護報酬の臨時改定をされているんですけれども、これ今後の事業費等の予算等は大丈夫なんですか。その1点だけちょっとお尋ねしたいです。

○介護保険課長 国は、強い経済を実現する総合経済対策において、介護分野の職員の処遇改善について、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度報酬改定において必要な対応を行うとされましたことを踏まえて、第9期介護保険事業計画の途中ではありますが、介護報酬改定を実施することになりました。

介護職員等処遇改善加算の拡充につきましては令和8年6月より、また介護保険施設等における食費の基準費用額については8月より実施することとなり、これらの改定率は2.03%のプラスとなるために、介護給付費の増額が見込まれるものでございます。

つきましては、予算に不足が生じる場合には、補正予算をお願いする予定でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにありませんか。

○掛布委員 68、69ページの基金積立金で、基金利子積立金ということで320万2,000円という基金利子で320万円というすごい積立額になっているんですけど、これはどんな運用をされているかなというのと、令和8年度末、第9期の最終年の最終段階でこの介護保険事業基金というのは幾らたまっているんでしょうか。

○介護保険課長 こちらの介護保険事業基金利子積立金につきましては、介護保険事業基金を会計課で一括運用した中で生じた利子分となりまして、令和8年度予算の分につきましては、想定ではございますが、令和8年3月31日から1年間の預け入れ期間に対して利率を0.425%と見込んで積算したものでございます。

令和9年度末の予定につきましては、今年度の繰越分についてはまだちょっと未定なところがございますので、そちらを除いた場合で5億5,357万円……。令和7年度末につきましては7億5,293万円の予定となっております。

て……。

[発言する者あり]

- 介護保険課長 失礼しました。令和7年度は7億5,293万円の予定としておりまして、来年度につきましてはまだ繰越額等が決まっておりませんので、詳細はちょっと分かりませんが、今年度についてはそのような予定となっております。
- 掛布委員 年度がぐちゃぐちゃになっちゃって、令和7年度末というのは今の時点で、令和8年度末の見込みは、予算書を見ると5億5,364万円と予算書の、当初予算書の資料にあるんですけど、令和8年度末の、要するにこの第9期が終わった段階で幾ら残る見込みかという、余った分を積み立てる分は分からないのはいいんですけど、分かっている分だけだと、この5億5,364万円か、それでいいんですよ。
- 介護保険課長 今の状況でございますと、基金積立額が、今年度の残額による積立額がまだ未確定でございますので、それを除きますと5億5,357万円、約そのぐらいかと考えております。
- 掛布委員 先ほど伊藤委員がおっしゃられた、要するに介護報酬の改定などで、いわゆる給付費が足らなくなったとしてもしっかり残っているこの介護保険事業基金を崩していけば全く全然大丈夫という、そういうことになるんですね。そういう運用になるのでしょうか。
- 介護保険課長 今回の報酬改定に伴い増額となった給付費のうち、保険料の23%分につきましては、不足が生じた場合は基金からの繰入れという形で対応してまいります。
- 掛布委員 全部保険料、つぎ込んではいけないので。失礼しました。  
結局、第9期の計画をつくる段階ではもうしっかりたまっていて、それを80%、6億円崩して今回の計画になっていたんですけど、今お聞きすると、3年たって令和8年度末でまた5億5,300万円たまっているということは、崩した分、崩したけど、また同じだけたまっちゃったということで、崩してなくしていかないといけないのに、また同じだけたまっているという、そういう状況になっちゃっているわけなんですけれども。  
今、第10期の計画策定に入っておられるんですけど、今度はその基金の崩

す見込みとか、どれだけ、全額崩してもう充てようとか、そういった方針と  
いうのはあるんでしょうか。

○介護保険課長 基金の活用につきましては、来年度、高齢者福祉審議会等  
の中で意見を聞きながら検討していく予定としておりますが、第9期の中で、  
やはり基金をかなりつぎ込んで計画を立てたところにつきましては、今の段  
階でかなり厳しい状況だというお話も聞いておりますので、そういった状況  
なども確認しながら、第10期につきましては十分に検討していきたいと考  
えております。

○掛布委員 今の答弁の中で、厳しい状況って言われた意味がちょっと分か  
らないんですけど、どういうことでしょうか。

○介護保険課長 保険料の積算において不足を生じ、借り入れるというこ  
とをしなくてはいけないような状況も制度としてはございまして、その活用を  
考えなくてはいけない実態もあるということを聞いておりますので、あと来  
年度もそうですが、臨時の改定があった場合に備えておくということも一つ  
必要なものというふうにも考えておりますので、そういったことも加味して  
考えていきたいというふうに考えております。

○掛布委員 不足が出てきて借り入れる必要って言われたんですけど、それ  
は江南市のことなんですか。全然江南市は全くそんな状況じゃないと思うん  
ですけど、何か変だなと思ひまして。全国的というか、県内でそういうとこ  
ろもあるけれどもということでしょうか。

○介護保険課長 すみません。第8期、第9期等につきましては、給付費の  
ほうと計画との乖離というのが一つ大きかったというふうに考えております  
ので、まず第10期につきましては、給付費の在り方について、またきちんと  
検討していくというのが一つ事業計画を立てる中で大切な項目かと考えてお  
ります。

今回、第9期につきましては、認定者の数は想定と大きく変わりはなかつ  
たのですが、その内訳が違ったということで、給付費の計画値との乖離とい  
うのが生じてございますので、そういったこともきちんと分析しながら、第  
10期の事業計画のほうを考えて、基金が積み上がらないような対策を考えて  
いきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員 高齢者に対する給食サービス、お弁当配達の給食サービスが本  
当にどこにどれだけ入っているかというのがすごく分かりにくくなっちゃっ  
ているわけなんですけれども、予算書でいくと、どことどこに入っているか  
というのをちょっと改めて教えてほしいんですけれども。

○介護保険課長 給食サービスにつきましては、2つの事業で実施しており  
まして、1つ目が70ページ、71ページ上段の4款1項1目の介護予防・生活  
支援サービス事業の一つで、こちらは要支援の方、事業対象者の方に向けた  
配食サービスとなっております。

もう一つ、要介護認定を持っている方につきましては、74ページ、75ペー  
ジの中段の任意事業の中の18節給食サービス費というのがございますが、こ  
ちらのほうで対応しているものになります。

○掛布委員 最初のほうの介護予防・生活支援サービス事業費というのは、  
いろんなものが入っちゃっているので、給食サービス費そのものが増えて、  
増額の予算になっているかどうかというのは全然見えないんですけれども、  
75ページにあります要介護の人に対する給食サービス費というのは、前年度  
の予算が909万円だったんですけど、今回803万2,000円というふうに減って  
いるんですけれども、これはどういうことなんでしょう。減るはずはないと  
いうか、減ってはおかしいと思うんですけど。

○介護保険課長 給食サービス費におきまして、任意事業で行っております  
要介護者の給食サービス費なんですけど、計画値に対しまして実績が少ない状  
況でございましたので、今年度につきましては、実績のほうから、計画値で  
はなく実績から推計した数値を使っておりますので、今年度よりも予算が減  
額となっております。

ちなみに、令和6年度のときは704万3,750円で行ったので、今現在  
で、利用がそれほど大きく伸びているという状況ではないということになっ  
ております。

○委員長 すみません。先ほどの基金の積立て5.5億円という、ぐらいい  
あるという話なんですけれども、その稼ぐ、こういうところで稼ぐ江南市とい  
うのはあれなんですけれども、余っている基金を、例えば23.5%までしか繰  
り入れられないのでしたら、多分1年じゃ使い切れない予測、多分1億円か

2億円か5,000万円か分かりませんが、あると思うんですね、過去の9年間やっているのです。そういう予測を立てて、それを例えば定期、1年定期とかに回せば、より大きな利率を得られるという。まあ、利殖ということは可能なんではないかと、そもそも。制度的に。置いておくだけじゃしょうがないですよ。何しに置いているか分かんない。そうですね。

○介護保険課長 現在、会計課のほうで一括で運用しているものでございますが、今いただいた御意見については、全庁での考え方にもなるかと思しますので、御意見として参考にさせていただきたいと思っております。

○委員長 ぜひ検討いただければ。余らせても全然意味がないので、まあそうですね、リスクを考えながらですかね。私は以上です。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第38号 令和8年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長 続いて、議案第38号 令和8年度江南市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、特別会計予算書の89ページをお願いいたします。

議案第38号 令和8年度江南市後期高齢者医療特別会計予算でございます。  
90ページから93ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算、第2表 債務負担行為及び歳入歳出予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、歳入でございます。

94ページ、95ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、2款繰入金、3款繰越金、はねていただきまして96ページ、97ページに4款諸収入を掲げております。

次に、歳出でございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

1款総務費から100ページ、101ページの3款諸支出金まででございます。

なお、102ページ、103ページには債務負担行為に関する調書を、また当初予算説明資料の45ページには後期高齢者医療保険料現年度分算出表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 後期高齢者医療広域連合のほうで集まってきた料率を集める、集めるだけというか、集めるだけの、予算集めて払うだけの予算なんですけれども、広域連合のほうで、とにかく高齢者の保険料を増やしちゃならないとか、上げてはいけないということで、かなりの努力をされたみたいで、剰余金だったか基金だったかをかなりつぎ込んで上がらないような措置がされて、今度は令和8年度に向けての税率、保険料率の改定では、所得割額のパーセントが減っているんですね、11.13%から10.48%。ですけど、均等割額はしっかり3,000円弱上がっているんですけども、1人当たりの額が収納額として減っているんだったら、均等割額も所得割額も同じように減るのかなと思ったんですけど、所得割額の保険料率は下がっているのに、均等割が上がっているというのは、どうしてこういうことになるのかなとちょっと不思議なので、説明していただけたらなと思います。

○保険年金課長 所得割率が下がって、今回均等割が上がっているんですけど、もともとの所得割と均等割を分ける比率というものがあるんですけど

ど、そちらは令和7年度のとときの料率と令和8年度のとときの料率は同じ割合になっていますので、総額としては所得割のほうで集めるものと、均等割のほうで集めるものの比率は変わっていないはずなんですけれど、実際、掛布委員の言われるとおりに、所得割率のほう下がっているというところがありますので、そこはあくまでもちょっと推測なんですけれど、総額に対して料率を計算することになりますので、総額が増えたから料率が下がったというふうに考えております。

所得のほう、令和6年、令和7年で算定したときよりも、所得自体が、1人当たりの所得が増えたので、その分所得割の料率が下がったということを考えております。

ただ、こちらは県全体でパーセントを計算しますので、県全体では上がったんですけれど、結果として江南市の状況を見ますと、江南市の所得としては県全体で上がったよりは上がってないのかなというところを考えております。

ちょっとすみません、説明がややこしくてすみません。

○掛布委員　すみません。それと、マイナ保険証を持ってない方が、特に後期高齢者が多くて、要するに、マイナ保険証を持っていない方に資格確認書というのが送られることになりまして、これまでも、後期高齢者についてはもう持っているか持ってないかに関わらず、もう全員に機械的に送られて、その使用期限が令和8年7月だと思んですけど、今度の8月以降も同じように全員にマイナ保険証のありなしに関わらず、自動的に資格確認書というのは送ってもらえることになっているのでしょうか。

○保険年金課長　こちらは国全体の同じ後期高齢者医療保険の被保険者の方に対する取扱いは全国一律になるかと思うんですけど、令和、今年の7月31日までの資格確認書が今手元にあるんですけど、それ以降のことにつきましては、85歳以上の方に関しましては、これまでどおりマイナ保険証を持っている、持ってないに関わらず、全員に資格確認書が送付されます。

84歳以下の方に関しましては、これまでのマイナ保険証を使っていたか使っていないかという、その使用していた方に関しましては、資格確認書が送られない、資格情報のお知らせが届くということになっております。

具体的には、過去1年間でマイナ保険証の利用が6回以上あって、かつ直近3か月以内に実績がある方には職権交付しないというところになりますので、そういったところに該当しない方は、マイナ保険証を持っていたとしても資格確認書が送られますけれど、今言った利用実績がある方に関しては、資格情報のお知らせが届くということになります。

○掛布委員　　そういう資格確認書を送るか、資格情報のお知らせを送るかというのは、市役所の仕事ですか。広域連合、市役所の仕事じゃない。何かそんなややこしいその確認して、この人は送る人や、送らない人やとかいう仕事を市役所がやるんだったら大変なことだなと思ったんですけど、広域連合の仕事ですか。

○保険年金課長　　作成自体は広域連合が作成しまして、そちらを、出来上がったものを市のほうが郵送をすることになっております。

○長尾委員　　今の話からすると、今の質問の話というのは、この予算書の中のどこにもないんですよね。予算書の話、予算審議しているんだけど、予算にありますか。

○保険年金課長　　ちょっと、なんて言ったらいいですかね。送付に関しては、後期高齢者医療特別会計ではなくて、一般会計のほうでは計上しております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分　　休　憩

午前10時10分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第38号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

最初に、健康こども部こども未来課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 それでは、議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算（第1号）のうち、健康こども部こども未来課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の8ページ、9ページの下段をお願いいたします。

歳入でございます。

21款5項2目5節保育園給食費徴収金、右側説明欄、通常保育徴収金でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。上段をお願いいたします。

歳出でございます。

3款2項1目こども保育費で、補正予算額は169万5,000円でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 これ結局550円値上げをする、保育園の3歳以上児の月額550円値上げして6,000円にする。その値上げを実質しないように据え置くために、

市立の保育園と指定管理園と、あと私立のアイグラン保育園とかに交付金を使って支援をするということなんですけれども、以前というか、1月臨時会だったと思うんですけれども、保育園の給食費に対する補助、市からの補助だと思っただけなんですけど、いわゆる認定こども園グレイスとかみどりの風幼稚園とかにも、市からの給食費、食材費の値上がり分の補填はしたと思っただけなんですけど、今回のこれにはグレイスとかみどりの風幼稚園は入っていないですか。

- こども未来課長　　今、委員おっしゃられました民間保育所については、今回の補正予算には入っていないものでございます。
- 掛布委員　　なぜ入っていない。入れない理由というのが何かあるんですか。
- こども未来課長　　今まで民間保育所等につきましては、給食費を据え置いていることを前提に、愛知県の補助メニューを活用しまして、令和4年度、令和5年度は1年間分、令和6年度は下半期、令和7年度も1年間分につきましては民間保育所等ということで、先ほどおっしゃられましたグレイスですとかみどりの風幼稚園のほうには、愛知県の補助メニューを活用しながら、市のほうで補助を行っていたものでございます。

令和8年度につきましては、現在のところ補助について考えてはいないところではございますけれども、今後また愛知県の補助メニューの状況に対しまして何かありました際には検討していきたいとは考えているところでございます。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　　それでは、令和8年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

歳出について説明させていただきます。

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

下段の4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は1,000万円の増額でございます。内容につきましては、11ページの説明欄を御覧いただきますよう

お願いいたします。

地域医療推進支援事業の地域医療推進支援事業（物価高騰対策）は1,000万円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて教育部学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　それでは、学校給食課所管の補正予算につきまして、該当箇所の説明をさせていただきます。

なお、来年度に予定されております組織再編により、学校給食課の所管業務につきましては、教育課の所管となります。

まず初めに、歳入について御説明いたしますので、追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

16款2項7目5節保健体育費補助金、学校給食費負担軽減補助金でございます。その下、21款5項2目9節学校給食センター給食費徴収金でございます。

次に、歳出について説明させていただきますので、14ページ、15ページをお願いいたします。

下段の10款5項2目学校給食費、補正予算額は40万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　ちょっと確認ですけれども、小学校の給食費は、このことによって、今回の予算措置で実質1年間無償化にさせていただける。値上げ後の給食費、小学校の令和8年度の給食費は1食350円になるけれども、国から来るお金、県に入って市に来るんですけれども、それは1食当たり、何か答弁

で301円分しか補填されないので、残りの1食49円分掛ける1年分を交付金で賄う。中学校は1食70円値上げするけれども、トータル、値上げ前からいくと70円分をこの交付金で1年間だけ補填すると、そういうことなんですね。

それで、すみません、お金の流れなんですけど、国から県に支援金が入って、県から市に来ている。それで国から県に入るのは、その1食301円の半分だけで、違う。

[発言する者あり]

- 掛布委員 半分しか見なくて、残りの半分、支援の半分は県が出す。その県の分は交付税で賄われるという。そうすると愛知県って交付税もらってましたかね。

[発言する者あり]

- 掛布委員 もらっている。そういうことなんですね。

もうちょっと全体の流れがね、すごく複雑なので、もうちょっとああいってこういってこういってというお金の流れを説明していただきたいと思います。

- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 国からの交付金になってくると思うんですけど、国が2分の1、県が2分の1で、県は交付税措置を受けますという補助金が県の補助金として市に流れてくると、支出されるというものになります。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 掛布委員 1年分だけなので、今回聞いたらまたいかんと言われるかもしれないんですけど、1年たったらその後はどうなるかというのが不安なわけですけれども。

例えば、ぱったり国はもうないよとかいうことになる、あるいは今回は足らず前を1食49円を市が国から来る物価高騰対応の交付金があるので、それを補填するわけですけれども、1年後その交付金がなかったら市の一般財源で補填するということになりますので、1年後はどうされる見通しなんでしょうか。

- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 今、委員言われたとおり、令和8年度については、県の補助金と臨時交付金を活用して実質無償化

ということになるんですが、令和9年度臨時交付金がなかった場合については、保護者負担を求めていくことになると思いますが、不透明な状況にはなりません。

○長尾委員　今の掛布委員の関連した話なんですけど、ということは、この交付金がないというか、差額の部分を集めるためだけにさっき言った保護者負担で、職員の方もその銀行引き落としなのか支払いというかの手续するために、たしか500万円か700万円ぐらいの人件費がかかっていたと思うんですけど、それはこの差額だけ集めるためにも変わらないコストがかかる、コストというか金額、費用がかかるんですよ。給食費の徴収金です。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　学校の徴収金については、給食費と学用品費を合わせて徴収をさせていただいていますので、令和8年度につきましては実質無償化になるんですが、学用品費については引き続き徴収していくこととなりますので、システム自体は継続ということになります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分　休　憩

午前10時23分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第41号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員会審査に関する報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

## 市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きますして、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料はタブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

令和8年1月28日にジャスミンの会（不登校連絡協議会）と開催いたしました市民と議会との意見交換会につきましては、事前に委員の皆様にご確認いただきましたこの資料のとおり、広報「こうなん」4月号に掲載したいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

なお、意見交換会でいただきましたアンケートにつきましても、タブレット端末に配信しておりますので、よろしくご願ひいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

皆さん、2日間にわたる委員会、誠に御疲れさまでした。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午前10時25分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 牧野行洋